



Title	中央アジア出土古チベット語家畜売買文書
Author(s)	武内, 紹人
Citation	神戸市外国語大学外国学研究. 1990, 21, p. 33-67
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/14763
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

中央アジア出土古チベット語家畜売買文書

武内 紹 人

はじめに

敦煌・トルキスタン出土のチベット文献のなかには、現在確認しただけでも40点余にのぼる契約文書類が含まれている。これらの古チベット語契約文書は、書式と内容から、売買契約文書、貸借契約文書、雇用契約文書に大別される。これらのチベット語契約文書に一般的な書式を抽出し、それと他言語文書の書式との関係の解明をめざすような組織的な研究はこれまで皆無であった。その意味で、漢語、ウイグル語などの他の中央アジア出土語の契約文書とくらべ、チベット語契約文書の研究は立ちおくりていたといつてよい。

筆者は、1989年8-9月に成田で行なわれた国際チベット学会において、売買契約文書を中心に、a) 古チベット語契約文書の書式、b) 他言語文書（とくに漢文契約文書）との比較、c) 古チベット語契約文書成立の経緯、d) 古チベット語契約文書の性格、e) 契約文書が使われた状況（契約の当事者の民族性）、という基本的な問題点の解明を試みた⁽¹⁾。ただその際には、紙面の制限もあったので書式の分析に焦点をしぼり、具体的な文書としては一点を訳出するにとどまった。そのため筆者の設定した書式にも具体的な裏付けが乏しいように感じられたことと思う。また、書式の設定という目的のほか、チベット語契約文書を歴史資料として活用することを望むむきからも、できるだけ多くの文書の訳出が要望されるであろう。

*本稿の執筆にあたり、森安孝夫、高田時雄、吉田豊氏から多くの助言を得た。とくに、チベット文字による漢語音写については高田氏から貴重な教示を受けた。記して感謝したい。

(1) The Fifth International Seminar on Tibetan Studies にて口頭発表。論文は、Proceedings に、“On the Old Tibetan Sale Contracts”として掲載の予定。

さいわい本誌に執筆する場を得たので、これから古チベット語の主要な文書を順次訳出していきたい。国際チベット学会で発表した論文が、古チベット語契約文書の基本的な枠組みの提示を意図したのに対し、これらはその肉づけといってもよい。両者併せて参照いただければ幸いである。まず本稿では、家畜に関する売買契約文書を取りあげよう。

1. 古チベット語売買契約文書一覧

古チベット語契約文書のなかで、売買契約文書は、貸借契約文書にくらべ数が少ない。現在まで確かめ得たものをリストアップするとつぎのようである。

(2)
古チベット語売買契約文書リスト

物 件	代 価	違 約 罰	年	文書番号
牡 牛	dmар 3 srangs	dmар 2 srangs	832	P. 1094
牡 牛	om.	大麦 4 駄	823±	P. 1095
牝 牛	dmар 3 srangs	lac.	835/847	P. 1088
馬	om.	dmар 5 srangs	827/839	P. 1297/3
女	dmар 7 srangs	om.	820±	Ch. frag. 62
男	dmар 8 srangs	om.	lac.	MI. xlix. 7
家	lac.	lac.	825±	Hedin 2
家土地	穀物 4 駄	om.	831±	P. 1086
家土地	穀物 14? 駄	om.	832±	P. 2220

上の表でみるように、売買の対象となる物件は、家畜（牛・馬）、人身、不動産（土地・家屋）に大別される。これらの売買契約文書は、基本的には同一の書式 formula に従って書かれているといえるが、⁽³⁾対象となる物件の性格によ

(2) 文書の年の記載は十二支のみで十干をともなわないが、文書の内容等の情報から推してもっとも可能性が高いものを示し、±を附した。したがって、つぎの可能な年はプラスないしマイナス12年となる。ただし、選択の範囲が一つないし二つにしばられるときは、±をつけずにその値を記した。om. (=omisit) は、テキストにおいて省略され明示されていない場合、lac. (=lacuna) は、テキストの破損等によって読み取れない場合、代価の単位である dmar については、第2章の注釈で論じる。文書番号：P. 番号はペリオ蒐集（敦煌）文書、Ch. 番号はスタイン蒐集敦煌文書、MI. 番号はスタイン蒐集ミラーン出土文書、Hedin 番号は Bailey 1973 所掲のヘディン蒐集文書（出土地不明）。

(3) ただし、P. 1086 と P. 2220の二点は受領証 'bul-rgya の形式をとっている。

1
 2
 3
 4
 5
 6
 7
 8
 9
 10
 11
 12
 13
 14
 15
 16
 17
 18
 19
 20
 21
 22
 23
 24
 25
 26
 27
 28
 29
 30
 31
 32
 33
 34
 35
 36
 37
 38
 39
 40
 41
 42
 43
 44
 45
 46
 47
 48
 49
 50
 51
 52
 53
 54
 55
 56
 57
 58
 59
 60
 61
 62
 63
 64
 65
 66
 67
 68
 69
 70
 71
 72
 73
 74
 75
 76
 77
 78
 79
 80
 81
 82
 83
 84
 85
 86
 87
 88
 89
 90
 91
 92
 93
 94
 95
 96
 97
 98
 99
 100
 101
 102
 103
 104
 105
 106
 107
 108
 109
 110
 111
 112
 113
 114
 115
 116
 117
 118
 119
 120
 121
 122
 123
 124
 125
 126
 127
 128
 129
 130
 131
 132
 133
 134
 135
 136
 137
 138
 139
 140
 141
 142
 143
 144
 145
 146
 147
 148
 149
 150
 151
 152
 153
 154
 155
 156
 157
 158
 159
 160
 161
 162
 163
 164
 165
 166
 167
 168
 169
 170
 171
 172
 173
 174
 175
 176
 177
 178
 179
 180
 181
 182
 183
 184
 185
 186
 187
 188
 189
 190
 191
 192
 193
 194
 195
 196
 197
 198
 199
 200
 201
 202
 203
 204
 205
 206
 207
 208
 209
 210
 211
 212
 213
 214
 215
 216
 217
 218
 219
 220
 221
 222
 223
 224
 225
 226
 227
 228
 229
 230
 231
 232
 233
 234
 235
 236
 237
 238
 239
 240
 241
 242
 243
 244
 245
 246
 247
 248
 249
 250
 251
 252
 253
 254
 255
 256
 257
 258
 259
 260
 261
 262
 263
 264
 265
 266
 267
 268
 269
 270
 271
 272
 273
 274
 275
 276
 277
 278
 279
 280
 281
 282
 283
 284
 285
 286
 287
 288
 289
 290
 291
 292
 293
 294
 295
 296
 297
 298
 299
 300
 301
 302
 303
 304
 305
 306
 307
 308
 309
 310
 311
 312
 313
 314
 315
 316
 317
 318
 319
 320
 321
 322
 323
 324
 325
 326
 327
 328
 329
 330
 331
 332
 333
 334
 335
 336
 337
 338
 339
 340
 341
 342
 343
 344
 345
 346
 347
 348
 349
 350
 351
 352
 353
 354
 355
 356
 357
 358
 359
 360
 361
 362
 363
 364
 365
 366
 367
 368
 369
 370
 371
 372
 373
 374
 375
 376
 377
 378
 379
 380
 381
 382
 383
 384
 385
 386
 387
 388
 389
 390
 391
 392
 393
 394
 395
 396
 397
 398
 399
 400
 401
 402
 403
 404
 405
 406
 407
 408
 409
 410
 411
 412
 413
 414
 415
 416
 417
 418
 419
 420
 421
 422
 423
 424
 425
 426
 427
 428
 429
 430
 431
 432
 433
 434
 435
 436
 437
 438
 439
 440
 441
 442
 443
 444
 445
 446
 447
 448
 449
 450
 451
 452
 453
 454
 455
 456
 457
 458
 459
 460
 461
 462
 463
 464
 465
 466
 467
 468
 469
 470
 471
 472
 473
 474
 475
 476
 477
 478
 479
 480
 481
 482
 483
 484
 485
 486
 487
 488
 489
 490
 491
 492
 493
 494
 495
 496
 497
 498
 499
 500
 501
 502
 503
 504
 505
 506
 507
 508
 509
 510
 511
 512
 513
 514
 515
 516
 517
 518
 519
 520
 521
 522
 523
 524
 525
 526
 527
 528
 529
 530
 531
 532
 533
 534
 535
 536
 537
 538
 539
 540
 541
 542
 543
 544
 545
 546
 547
 548
 549
 550
 551
 552
 553
 554
 555
 556
 557
 558
 559
 560
 561
 562
 563
 564
 565
 566
 567
 568
 569
 570
 571
 572
 573
 574
 575
 576
 577
 578
 579
 580
 581
 582
 583
 584
 585
 586
 587
 588
 589
 590
 591
 592
 593
 594
 595
 596
 597
 598
 599
 600
 601
 602
 603
 604
 605
 606
 607
 608
 609
 610
 611
 612
 613
 614
 615
 616
 617
 618
 619
 620
 621
 622
 623
 624
 625
 626
 627
 628
 629
 630
 631
 632
 633
 634
 635
 636
 637
 638
 639
 640
 641
 642
 643
 644
 645
 646
 647
 648
 649
 650
 651
 652
 653
 654
 655
 656
 657
 658
 659
 660
 661
 662
 663
 664
 665
 666
 667
 668
 669
 670
 671
 672
 673
 674
 675
 676
 677
 678
 679
 680
 681
 682
 683
 684
 685
 686
 687
 688
 689
 690
 691
 692
 693
 694
 695
 696
 697
 698
 699
 700
 701
 702
 703
 704
 705
 706
 707
 708
 709
 710
 711
 712
 713
 714
 715
 716
 717
 718
 719
 720
 721
 722
 723
 724
 725
 726
 727
 728
 729
 730
 731
 732
 733
 734
 735
 736
 737
 738
 739
 740
 741
 742
 743
 744
 745
 746
 747
 748
 749
 750
 751
 752
 753
 754
 755
 756
 757
 758
 759
 760
 761
 762
 763
 764
 765
 766
 767
 768
 769
 770
 771
 772
 773
 774
 775
 776
 777
 778
 779
 780
 781
 782
 783
 784
 785
 786
 787
 788
 789
 790
 791
 792
 793
 794
 795
 796
 797
 798
 799
 800
 801
 802
 803
 804
 805
 806
 807
 808
 809
 810
 811
 812
 813
 814
 815
 816
 817
 818
 819
 820
 821
 822
 823
 824
 825
 826
 827
 828
 829
 830
 831
 832
 833
 834
 835
 836
 837
 838
 839
 840
 841
 842
 843
 844
 845
 846
 847
 848
 849
 850
 851
 852
 853
 854
 855
 856
 857
 858
 859
 860
 861
 862
 863
 864
 865
 866
 867
 868
 869
 870
 871
 872
 873
 874
 875
 876
 877
 878
 879
 880
 881
 882
 883
 884
 885
 886
 887
 888
 889
 890
 891
 892
 893
 894
 895
 896
 897
 898
 899
 900
 901
 902
 903
 904
 905
 906
 907
 908
 909
 910
 911
 912
 913
 914
 915
 916
 917
 918
 919
 920
 921
 922
 923
 924
 925
 926
 927
 928
 929
 930
 931
 932
 933
 934
 935
 936
 937
 938
 939
 940
 941
 942
 943
 944
 945
 946
 947
 948
 949
 950
 951
 952
 953
 954
 955
 956
 957
 958
 959
 960
 961
 962
 963
 964
 965
 966
 967
 968
 969
 970
 971
 972
 973
 974
 975
 976
 977
 978
 979
 980
 981
 982
 983
 984
 985
 986
 987
 988
 989
 990
 991
 992
 993
 994
 995
 996
 997
 998
 999
 1000
 1001
 1002
 1003
 1004
 1005
 1006
 1007
 1008
 1009
 1010
 1011
 1012
 1013
 1014
 1015
 1016
 1017
 1018
 1019
 1020
 1021
 1022
 1023
 1024
 1025
 1026
 1027
 1028
 1029
 1030
 1031
 1032
 1033
 1034
 1035
 1036
 1037
 1038
 1039
 1040
 1041
 1042
 1043
 1044
 1045
 1046
 1047
 1048
 1049
 1050
 1051
 1052
 1053
 1054
 1055
 1056
 1057
 1058
 1059
 1060
 1061
 1062
 1063
 1064
 1065
 1066
 1067
 1068
 1069
 1070
 1071
 1072
 1073
 1074
 1075
 1076
 1077
 1078
 1079
 1080
 1081
 1082
 1083
 1084
 1085
 1086
 1087
 1088
 1089
 1090
 1091
 1092
 1093
 1094
 1095
 1096
 1097
 1098
 1099
 1100
 1101
 1102
 1103
 1104
 1105
 1106
 1107
 1108
 1109
 1110
 1111
 1112
 1113
 1114
 1115
 1116
 1117
 1118
 1119
 1120
 1121
 1122
 1123
 1124
 1125
 1126
 1127
 1128
 1129
 1130
 1131
 1132
 1133
 1134
 1135
 1136
 1137
 1138
 1139
 1140
 1141
 1142
 1143
 1144
 1145
 1146
 1147
 1148
 1149
 1150
 1151
 1152
 1153
 1154
 1155
 1156
 1157
 1158
 1159
 1160
 1161
 1162
 1163
 1164
 1165
 1166
 1167
 1168
 1169
 1170
 1171
 1172
 1173
 1174
 1175
 1176
 1177
 1178
 1179
 1180
 1181
 1182
 1183
 1184
 1185
 1186
 1187
 1188
 1189
 1190
 1191
 1192
 1193
 1194
 1195
 1196
 1197
 1198
 1199
 1200
 1201
 1202
 1203
 1204
 1205
 1206
 1207
 1208
 1209
 1210
 1211
 1212
 1213
 1214
 1215
 1216
 1217
 1218
 1219
 1220
 1221
 1222
 1223
 1224
 1225
 1226
 1227
 1228
 1229
 1230
 1231
 1232
 1233
 1234
 1235
 1236
 1237
 1238
 1239
 1240
 1241
 1242
 1243
 1244
 1245
 1246
 1247
 1248
 1249
 1250
 1251
 1252
 1253
 1254
 1255
 1256
 1257
 1258
 1259
 1260
 1261
 1262
 1263
 1264
 1265
 1266
 1267
 1268
 1269
 1270
 1271
 1272
 1273
 1274
 1275
 1276
 1277
 1278
 1279
 1280
 1281
 1282
 1283
 1284
 1285
 1286
 1287
 1288
 1289
 1290
 1291
 1292
 1293
 1294
 1295
 1296
 1297
 1298
 1299
 1300
 1301
 1302
 1303
 1304
 1305
 1306
 1307
 1308
 1309
 1310
 1311
 1312
 1313
 1314
 1315
 1316
 1317
 1318
 1319
 1320
 1321
 1322
 1323
 1324
 1325
 1326
 1327
 1328
 1329
 1330
 1331
 1332
 1333
 1334
 1335
 1336
 1337
 1338
 1339
 1340
 1341
 1342
 1343
 1344
 1345
 1346
 1347
 1348
 1349
 1350
 1351
 1352
 1353
 1354
 1355
 1356
 1357
 1358
 1359
 1360
 1361
 1362
 1363
 1364
 1365
 1366
 1367
 1368
 1369
 1370
 1371
 1372
 1373
 1374
 1375
 1376
 1377
 1378
 1379
 1380
 1381
 1382
 1383
 1384
 1385
 1386
 1387
 1388
 1389
 1390
 1391
 1392
 1393
 1394
 1395
 1396
 1397
 1398
 1399
 1400
 1401
 1402
 1403
 1404
 1405
 1406
 1407
 1408
 1409
 1410
 1411
 1412
 1413
 1414
 1415
 1416
 1417
 1418
 1419
 1420
 1421
 1422
 1423
 1424
 1425
 1426
 1427
 1428
 1429
 1430
 1431
 1432
 1433
 1434
 1435
 1436
 1437
 1438
 1439
 1440
 1441
 1442
 1443
 1444
 1445
 1446
 1447
 1448
 1449
 1450
 1451
 1452
 1453
 1454
 1455
 1456
 1457
 1458
 1459
 1460
 1461
 1462
 1463
 1464
 1465
 1466
 1467
 1468
 1469
 1470
 1471
 1472
 1473
 1474
 1475
 1476
 1477
 1478
 1479
 1480
 1481
 1482
 1483
 1484
 1485
 14

2. khrom gyi 'dun sa / pe'u mun du btab pa 'i lan la // stong sar gyi sde / li g.yu legs rje gol gyis / / mthong kyab se tong
3. pha'i stong pon lho blon klu sgra 'i bran an pe'u tig las glang gchig [d]mar srang gsum gyis
4. mjal pa 'i spu rtags dang ru tshugs la / / glang dmar bkra ru tshog / gdong yang bkra ba gchig mjal te / slad
5. kyis glang 'di pe'u tig 'tshong la myi dbang zhe 'am bdag po zhis gud nas byung ngam zhal mchu gches phra chi byung [ba yang]
6. pe'u tig mchid kyis 'tshal zhing glang rin du dmar srang gsum 'tshal pa zhal che [gras?] gchad chi
7. chad pa la myi sdod par g.yu legs gyi sgor 'bul bar bgyis / / brgya' la pe'u tig gzhi la mamchis sam
8. 'phral du bsnyag pa 'i khu skad kyis myi slebs na dam gong nas 'byung ba bzhin / stong sar gyi stong pon blon zla bza
9. gyi bran khug sde skyes dang***mchid kyis 'tshal bar bgyis / / mjal tshongs 'di ltar bgyis
10. nas gthan tshigs bris lags pa 'i 'og du tshong lo ba zhis mchis na gang lo bas myi lo ba la lo zan
11. yal zugs srang gnyis gang myi lo ba la 'phral du stsal ching lo lcag kyang khirms bzhin gzhu
12. bar bgyis pa 'i dpang la / / zhal che pa stag bzang [tsi] nyam dang / legs bzang legs stsan dang / lu syang 'do dang /
13. *** la stsogs pa 'i dpang rgya dang / khas len dang pe'u tig gi
14. sug rgyas btad pa / /

Verso

lho myi la glang mjal pa i dpang rgya

博 牛 契

(6)
訳

Recto

1-2 鼠の年の冬の第二月に(ngo la), ロン(blon)・ツクテンとロン・ティスムシエルとロン・タクスムシエルが, [瓜州] 軍管区(khrom)の会議を賓門(pe'u-mun)にて招集したときに,

2-4 トンサル[千戸]部の李ユレク主従(rje-gol)が, トンキャブ・セトンパの千戸長である非チベット人担当官(lho-blon)ルダの隸僕(bran)である安保徳(an pe'u-tig)より, 牝牛一頭を, 銅?(dmar)3サン(srang)で買った(mjald);

4 [その牛]の毛の特徴と角の形状としては, 赤の斑牛で, 角は低く曲がり, 顔にも斑があるもの一頭を買い,

5-7 今後, 「保徳にはこの牛を売る権利(dbang)がない」という[抗議があった]り, [牛の本当の]所有者が他に現れたりして, 大小の訴訟がいかようにおきても, 保徳が対処して(mchid-kyis 'tshal-zhing), 牛の代償として銅?(dmar)3サンと法廷でランクを定めた(zhal-che gras bchad)額を, 滞ることなく(myi sdod-par), ユレクのもとに(sgor)支払うように定めた.

7-9 万一(brgya-la), 保徳が不在であったり, 召喚の通知(bnyag-pa'i khu-skad)が届かない場合は, 先に述べた誓約通り, トンサル[部]の千戸長であるロン・ダザの隸僕の麴デキェ(khug sde-skyes)と, [一人分の空白]が[代わりに]対処することと定めた.

9-12 このように売買取引(mjal-tshongs)を定めて, 正式の誓約書(gthan-tshig)を書きました後で, 取引を反故にする者があれば, 反故にしない者に対し, 違約金(lo-zan yal-zugs)として[銅?(dmar)]2サンを直ちに支払い, 違約罰の杖打ちもきまり通り打つことと定めた証文に, 司法官タクサン=ツイニャンとレクサン=レクツェンと虚像奴(lu syang-'do)と[空白]等などの証人印(dpang-rgya)と, 保証人(khas-len)と保徳の私印(sug-rgya)をここに捺印

(6) 訳文中, 対応する原文を示す必要があると判断した箇所は, (丸括弧)にローマ字原文を補った. [かぎ括弧]内は, 筆者による解釈ないし補足である.

する。

Verso

胡人(lho-myi)より牛を買った証文

[漢文] 牛交易の証文

注釈⁽⁷⁾

1 ngo-la 「(間)に」: ngo は「面, 相」. yar-ngo, mar-ngo という複合語でおのおの月の「前半」, 「後半」をあらわすが, ngo だけで「月の前半」をとくに表すこともあるようだ (Jaescheke: 129). いずれにせよ「月の前半」ないし「前後半 [= 全体]」という期間を指し, つぎに続く「会議の開催地云々」という記述と併せて契約の期日を特定することになる. なお, ngo-thog-zhag 「当日」(大辞典, 藏漢歴算学詞典) という表現と関連づける可能性もある。

2 blon 「ロン」: blon は一般に「官僚, 大臣」を表す語. ただし, 古チベット文献では, ツェンポ (皇帝) の母を輩出した氏族出身の官僚につけられる称号である zhang 「ジャン」と対立し, それ以外の氏族出身の官僚につけられる (武内 1987:40).

2 khrom 「[瓜州]軍管区」: khrom は, 8—9世紀のチベット帝国が占領統治地域に置いた軍事・行政単位で, dmag-dpon 「將軍」を長とし, 数個の都市 (あるいは州) で構成される⁽⁸⁾. 各軍管区の行政は, 中央から派遣された大臣たちが夏冬に会議を開いて決定する. 本文書に言及されているのはその冬の会議である. 敦煌 (沙州) は, 肅州とともに瓜州軍管区 (kva-cu khrom) に属するので (Uray 1979), この会議は瓜州軍管区の会議と推定される.

2 pe'u-mun 「寶門?」: 漢語の音写. 音の上からは「保門」も可能. 敦煌, 瓜州, 肅州地域の地名に違いないが, いまのところ比定できない.

(7) 各行の頭につけた数字は, テキストの行数字に対応する.

(8) Uray氏は "military government" と訳し (Uray 1979), 山口瑞鳳氏は「軍団」と訳す. (山口 1981)

2 li g.yu-legs 「李ユレク」: 姓は漢語の音写, 名はチベット語という構成だが, 漢人千戸部であるトンサル部に属する漢人⁽⁹⁾。李ユレクは, 別の契約文書(雇用契約:P. 1098)において, 穀物(税)運搬の責務を人を雇って代行させる雇主になっている。

2 rje-gol 「主従?」: F.W. Thomas は地名ととるが(TLT: 367-8), 文脈にあわない。rje-gol は人名ないし職名の後に現れる(e. g. dru-gu a-se rje-gol: P. 2124; ban-de rje-gol: Ch. 79. xiv)。ここでは, rje-gol を rje-khol 「主従, 君主」(大辞典: 909)の異綴り字(variant form)と解釈したが, 最終的なものではない。

2-3 mthong-kyab se-tong-pa 「トンキャブ・セトンパ」: トンキャブは漢文文献では通頼(人)としてあらわれる部族。セトンパはトンキャブ人によって構成された千戸部の一つ(山口1981: 5-10)。『年代記』に, チソンデツェン(在位742-797)の治下に, チベットは mkhar-tshan (靈州・涼州)方面を攻略し, トンキャブの万戸(khri-sde)5部を創設したとある(P. 1287: 386-7)ように, トンキャブはもと mkhar-tshan 地方にいたらしい。それよりずっと西の沙州に, トンキャブの新しい千戸部が創設されたのは龍年の春で(P. 1113), 山口瑞鳳氏はこの年を824年と推定している(山口前掲: 7-8)。このあらたに沙州に設置されたトンキャブの千戸部がセトンパである可能性が高い。その場合, この文書の年代もそれ以降の鼠年すなわち832年に限定される。⁽¹⁰⁾

3 lho-blon 「非チベット人担当官」: lho-blon を lho-bal 「トンキャブをはじめ, 漢, ウイグル, 吐谷渾, スンパ, ソグド, コータン, ネパールなどの非チベット人」(cf. Richardson 1983, Takeuchi 1984)担当の blon 「官僚, 役人」という複合語と解釈した。なお, lho-bal-kyi blon 「非チベット人出身の官」という解釈も考えられるが, P. 1089: 22-28 によれば, 軍の千戸長はつねにチベット人であったようだ。また, 本契約文書の裏面では, 売主である安保徳

(9) 古チベット文書にあらわれる人名の構成およびその民族性については, 拙論[前掲注1] §8

を参照。

(10) mthong-kyab se-tong-pa 「トンキャブ・セトンパ」は, P. 1174 にもみえるが, 下書きの断片で情報量がすくない。

(おそらくソグド系の人)を指して, *lho-myi* と呼んでいるが, これも現代語で解釈できるような「南の人」ではなく, *lho-bal* と同義で, 漢語における「蛮人, 胡人」に相当すると考える。

3 *bran* 「隸僕」: *bran* はしばしば「奴隸, *bound servant*」と訳される。たしかに, 豪族, 官僚まで含む 'bangs に比べ自由度が低く, 売買の対象にもなる(e. g. *MI. xlix. 7*). しかし本文書のように, 売買取引の主体や, 保証人にもなり得ることに留意する必要がある。

4 *an pe'u-tig* 「安保徳」: 姓名とも漢語の音写である。姓の漢字は確実だが, 名の漢字還元は必ずしも100%確実とは言えない。ただ, 「保徳」は敦煌漢文書によくでてくる名前なので, その確率は高い。⁽¹¹⁾

5 *dmar srang gsum* 「銅? 3サン」: *dmar* 「赤」はふつう「銅」を指すが, 金, 銀ならともかく銅そのものを支払い手段としたとは考えにくく, また代価が安すぎるようにおもう。同時代の敦煌で書かれた漢文の牛売買契約文書(e.g. *S. 5820 + 5826, P. 3448*)をみると, 支払い手段として穀物ないし布帛が用いられている。そして池田温氏はこれをもとに, チベット支配期の敦煌では貨幣が使用されなかったと結論づけているから, *dmar* を銅銭と考えるわけにもいかない(池田 1986, *TTD: 16*). 重さの単位である *srang* を用いていることからみても, *dmar* はなんらかの金属を指しているにちがいない。銅ではなく金の一種(たとえば黄金, 白金に対し赤色の金)かと推測するが, 現時点では結論が出ない。⁽¹²⁾ ただし, 第1章の文書リストに見るごとく, チベット語の売買契約文書では金属の *dmar* が常套の支払い手段であるのに対し, 同時代の敦煌漢文売買文書では穀物ないし布帛であるという点で, チベット文書と漢文文書が明確な対立を示していることに注意すべきである。⁽¹³⁾

(11) 竺沙雅章氏が紹介した「諸寺丁壯車牛役簿」(*S. 0542v: 40*)には, 「安保徳」の名が見える(竺沙1982: 438)。文書の年代からみても同一人物である可能性はある。

(12) ちなみに, *Zhang-zhung* 語では *mar* は「金」にあたる(Haar 1968)。なお, 敦煌チベット文書でも *dong-tse* 「銅子=銅銭」は, コインを用いた占いに登場するが, 貨幣としてどの程度使われたかはよくわからない。

(13) 漢文文書が示すように, 当時の通貨代用品が穀物, 布帛であったとすれば, *dmar* は実際に使われるものではなく, 穀物や布帛に換算できる基準として用いられたのかもしれない。

4 mjal-d-pa 「買った」: mjal-ba は本来「交換する, 交易する」を意味し, 売買契約文書ではつねに「買う」にあたる用語である. 本文書の裏面で使われている漢語の表現「博」と類似している. tshong 「売る」と結合して mjal-tshong 「売買取引」(cf. nyo-tshong) を意味する(本文書9行目). なお, mjal-ba 「買う」の間接目的語は, 奪格 las をとるのが普通だが, 与格 la をとることもある(e.g. 本文書 verso, P. 1088 pièce 3: 4),

6 mchid-kyis 'tshal 「対処する」: 契約文書に頻出する慣用句で, 文脈から「対処する, 責任をとって処理する」の意味が確定される.

6-7 zhal-che [gras?] gchad chi chad-pa la: 直訳すれば「法廷/裁判(で) [ランクを] 決めるいかなる決定にも」となる. [gras] の箇所が一部破損して読み取れず再考の余地がある.

7 sgor 「もとに」: sgo は「戸 = household」の意味でつかわれ, -r は dative-locative.

7 brgya la 「万一」: 文字通りには「百に [一]」.

7 gzhi la mamchis sam = gzhi la ma-mchis-sam 「不在であれば/居住地にいなければ」: 漢文, ウィグル文契約文書のような「逃亡するならば」という意味(護1961:240-251)は, 明示的に示されていない.

9 khug sde-skyes 「麴デキェ」: 姓は漢語, 名はチベット語で「[その千戸]部生まれ」の意味.

11 lo-lcag 「違約(罰)の杖うち」: 違約罰としての杖(ないし鞭)うちは, コータン, トゥムシユク, ニヤ・プラクリットの文書にみえる(Hitch 1988). 漢文文書にも多くはないがあっただらしい(仁井田1937: 149).

13 dpang-rgya 「証人印」: dpang(-po) 「証人, 立会人」は漢文文書の「見人」に相当する. ただし dpang-rgya は, 本文書 verso のように「証人印を押した文書 = 証文」も意味する.

13 khas-len 「保証人」: 漢文文書の「保人」ないし「口承人」にあたる. 語の構成としては「口承」に一致する. 連帯保証の責務を負う.

13 sug-rgya 「私印」: 印は手紙文書でもしばしば用いられるが, その場合,

王宮・議会などの公的機関がもちいる大型角形の官印 (phyag-rgya) に対し、個人は小型円形の印 (図版 1 参照) をもちいる。sug-rgya はふつうこの私印を指す。個人のアイデンティフィケーションの手段としては「私印」の他に、いわゆる「画指類(mdzub-mo-tshad, sug-yig-tshad, lag-yig-tshad)」, 署名(漢字), (花押(ab-dzi<押字))」があり、sug-rgyaはこれらを総体的に指す場合もあるようだ。⁽¹⁴⁾

14 btab-pa 「ここに捺印する」: 文字通りには「捺印したもの」というように体言 どもで終わり、これが捺印したその文書であることを示している。

Verso lho-myi 「胡人」: lho-blon の注釈をみよ。

解説

この文書はつぎのような構成をとっている。

(1) 日付: 冒頭に契約の年月がくる。その形式は、十二支 (プラス月) と、会議の招集者名および開催場所という二種類の情報の複合で示される。これは古チベット文書特有の形式で、12年ごとのサイクルと、年ごとに変わる会議の場所と招集者名 (これらは各地の「編年記」に記録されている) を併せることによって、年を特定するものである。⁽¹⁵⁾

(2) 売買の当事者 (売主と買主) と売買物件

(3) 代価

(4) 売買物件の形態的特徴の記述

(5) 第三者追奪担保文言: ここは 3 つの項目から成っている。⁽¹⁶⁾

ア) 売買の後、第三者が売買物件 (である牛) の所有権を主張して追奪しようとする場合、売主が対処 (防御) する責任がある

(14) sug-yig-tshad については、本稿第 5 章注釈、その他の諸形式の機能と形態については拙論 [前掲注 1] §5 を参照。手紙文書については、武内 1986 参照。

(15) 中央政府編纂の『編年記 (The Royal Annals)』には、ツェンポ (皇帝) の居場所と夏冬の会議の場所・主催者が記されたように、各地で、その地域 (軍管区 khrom) の会議を記録した「編年記」が編まれたと想定される。それらの「編年記」の使用目的の一つが文書類の年を確認する際のリファレンスとなることであった (cf. Uray 1975)。

(16) 契約文書の術語については、森安 1989 を参照した。

イ) 売買物件が追奪された場合、売主が等倍の代償を買主に支払う（代償文言）

ウ) 売主が不在の場合、保証人が責務を代行する

(6) 当事者違約担保文言

ア) 当事者間の私的な支払い

イ) 公的な違約罰

(7) 証人（立会人）の名前の列記. 証人, 売主, 保証人捺印の旨

(8) 印

このように P. 1094 は売買契約文書としてよく整った形式を示しているといえよう。

3. 牛売買文書 2 : P. 1095 (図版 2 参照)

概観 20×27.5cm. verso は空白. 本文の下部に 6 個の朱円印がみえる. 原本をみるとその一つに証人(立会人)の一人である, 張シュンシュン(cang [zhun zhun]) の名が読み取れる. 残りは, 売主, 保証人, 他の証人(立会人)のものであろう. 折り跡も残っており, 下書きではなく実際の契約文書であることは疑えない.

テキスト

1. ㄟ/: / yos bu lo'i dgun sla 'bring po'i ngo la / / 'a zha ma ga do cin gyi sde zing nu ku spong las /
2. /wang gvang h'ing gi's glang gcig mjal pa'i spu rtags dang ru tshugs la / /
3. glang nag po la ru tsog / brang zhol bkra ba gcig mjal the / / glang 'di la slad gyis la la
4. zhig gi's ngo bzung ngam / zhal m'cu gces phras ci byung yang rung ste / nu ku spong mcid kyi[s]
5. 'tsal / / brgya la zhal m'cu zhig byung ste / glan 'di ngo shor par gyurd na yang / glang
6. 'di tsham phod pa lus gyi tshod / na'i 'dra gcig gam / rin du ba smad gnyis 'tsal

7. pa'i phel rgyud tshun chad / 'phral du slar gvang hing la
'bul bar bgyis / / nu ku spong
8. ma mchis na / / dam tshigs gong nas smos pa bzhin /
khas len kho na'i nu bo /
9. zing sha cu skyes mcid gyis 'tshal bar bgyis pa'i dphang la
/ / blon lha bzang
10. lha ston dang / wang hing tse dang / an heng tse dang /
cang zhun zhun la stsogs pa'i dpang
11. rgya dang / glang bdag dang khas len gyi sug rgyas bthab
pha / / mjal tshong 'di ltar
12. bgyis pa'i 'og du / tshong lo ba zhig mchis na / gang sngar
lo bas / myi lo ba la nas khal bzh'i 'phral
13. du stsald par yang / ya! dam bgyis so / /

(17)
訳

1 兎の年の冬の第二月に

1-2 アジャ・マガドチンの [千戸] 部のジン=ヌクポンから、王グワンヒンが、
牝牛一頭を買った、

2-3 [その牛] の毛の特徴と角の形状は、黒牛で角が低く曲がり、胴下部の
[毛が]斑のものを買って、

3-4 この牛に対して、今後、誰かが [自分のものだ]と 認知(ngo-bzung) し
たり、[そのため] 大小いかなる訴訟がおきても、[買主には] 問題なく、[売
主である]ヌクポンが対処する、

5-7 万一、訴訟になって、[その結果] この牛が [買主から] 追奪されること
になっても、[売主] は、この牛と 同程度の軀のサイズで年の似たもの一頭、
あるいは代価として牝牛親子 (ba-smad) 二頭があがなえる額を、直ちにグワ
ンヒンに払い戻すように定めた。

7-9 ヌクポンが不在であれば、上に述べた約言 (dam-tshig) の通り、保証人
である本人 [=ヌクポン] の弟、ジン=シャチュキエが対処すべく定めた、

(17) 『講座敦煌6』に山口瑞鳳氏の和訳がある (山口1985: 506-7)。

9-11 [そ] の証に、ロン・ラサンラトンと王ヒンツェと安ヘンツェと張シュンシュン等などの証人印と、牛の持主 [=売主] と保証人の個人印をここに押す。

11-13 売買取引がこのように成立した後に、取引を反故にするものがいれば、先に反故にした者が、反故にしない者に、大麦4駄を直ちに与えるべしとの違約 [罰] 文言(yal-dam)を定めた。

(18)
注釈

1 'a-zha ma-ga-do-cin 「アシャ・マガドチン」：トンキャブとならびアシャ（吐谷渾）の人々から構成される千戸部が、カルツェン軍管区 mkhar-tshan khrom 内にあったことは確実だが（cf. P. 1089: 34-43）、瓜州軍管区内にも設置されたらしく、「マガドチン」がその一つかもしれない。詳細は不明。

1 zing nu-ku-spong 「ジン=ヌクポン」：姓の zing が漢語であれば、該当するものとして、「仍」ぐらいか（ただし、仍は正確には口蓋音 zhing で写すはずである）。名の方は何語形か決定できない。

2 wang gvang-hing 「王グワンヒン」：姓名とも漢語の音写。名の方は、たとえば「廣興、光恒」など想定できるが、可能性が多すぎて特定できない。

3 ngo-bzung 「(自分のものだ) 認知する」：漢文売買契約文書中の「寒盜識認」(e. g. TAM509: TTD(B)207) によく対応するが、必ずしも calque とはいえない。

9-10 blon lha-ston 「ロン・ラトン」：チベット人役人。

10 wang hing-tse 「王ヒンツェ」、an heng-tse 「安ヘンツェ」、cang zhun-zhun 「張シュンシュン」：いずれも、姓名とも漢語。

13 yal-dam 「違約（罰）文言」：yal-ba 「消散、解消」+dam-tshig 「約言」の複合語で、「解約の場合の取り決め」というように解釈した。

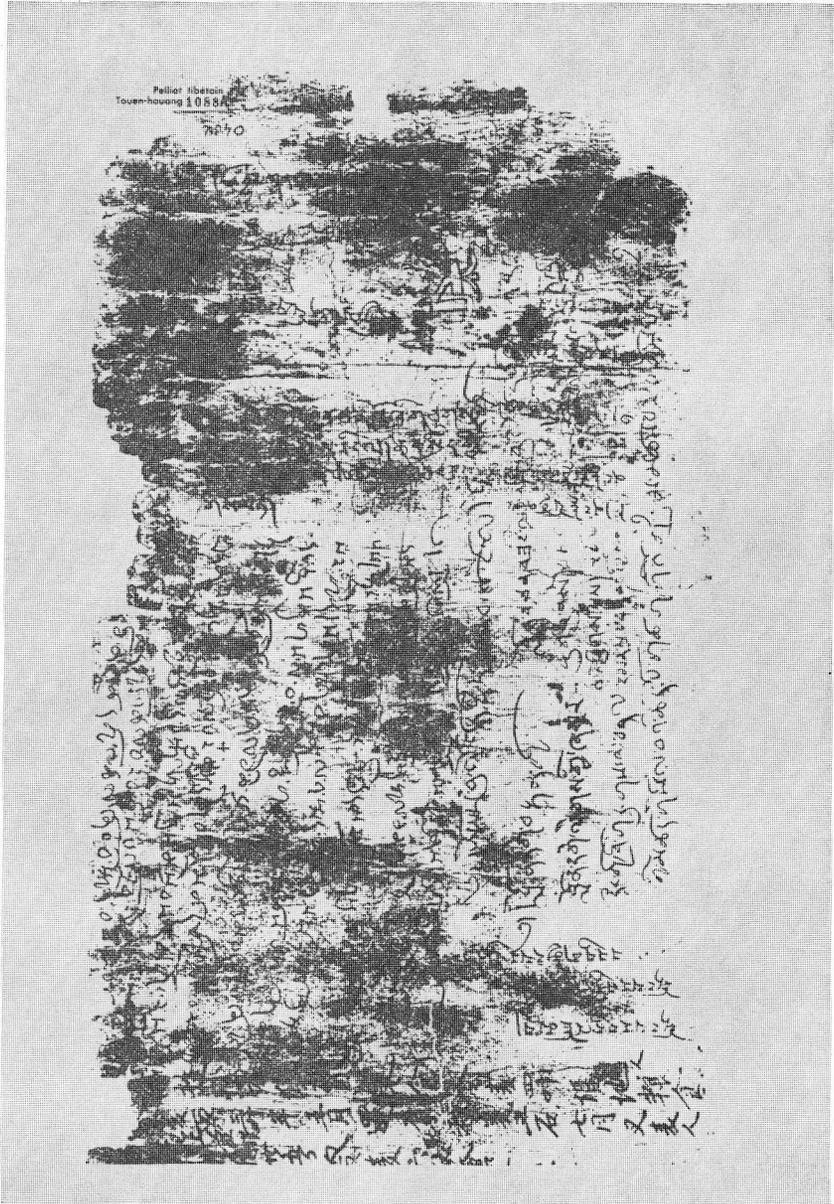
(18) P. 1094 (cf. 前章) と重なる箇所については、注釈を省略する。

解説

この文書は、(1)日付、(2)売主・買主・売買物件、(3)第三者追奪担保文言(売主による防御の責務・等倍の代償・保証人による責務の代行)、(4)証人(立会人)名の列記、証人、売主、保証人捺印の旨、(5)当事者違約担保文言という構成をとっている。前章の文書とくらべて異なる点として、a)日付の書き方が簡略になり、「会議云々」の項目が省略されている、b)代価が明記されていない、c)違約担保文言が本文の最後にきている、d)公的な違約罰がない、が挙げられる。つまり P. 1095では、いくつかの項目が省略ないし簡略化されただけで、その逆に P. 1094よりも情報量が増えているところはない。したがって、両文書を比較した場合、前章の P. 1094の方が、フォーマルな書式の体裁をより忠実に反映し、P. 1095はそれをかなり簡略化したものとみなすことができよう。

4. 牛売買文書 3 : P. 1088 (図版 3 参照)

概観 Lalou のカタログ(Inventaire)では、P. 1088には文書 2片が含まれているとあるが、1989年にパリ国立図書館で調べたところ、内1片が分離して計3片になっていた。書体等からみて、これら3片はもともと同一の紙の断片に相違ないが、互いの相対的な位置は決め難い。書かれている文書は、チベット語の手紙の下書き、穀物貸借文書、牛売買文書、その他の落書きと、漢文の穀物貸付台帳である。落書きの中に、bod kyi lha btsan po khri gtsugs lde ma brtsan kyi sku ring la / chab srid gyi blon po brgya byin la「チベットの聖神ツェンポ・チツクデツェンの御代に、統治(にあづかる)臣ギャチンに」という、年代記を想わず(じっさいには手紙の書出しらしい)ものがあるが、チツクデツェン(在位815-838/841)の治世に言及しているから、この落書きの年代はその期間以降となる。この落書きと牛売買文書などはすべて同じ手で書かれたチベット文字で、したがって同時期とみなせる。ところで、本章で検討する牛売買文書の年は兔年で、また穀物貸借文書も兔年である。牛売買



图版 3

文書の冒頭には瓜州軍管区云々とあるから、敦煌地方がチベット支配下にあるとき、つまり848年以前に限られる。以上の情報をあわせると本文書の兎年は、835年ないし847年（おそらく後者）と推定される。

一紙面に、同一人によるおおくの下書きや落書きが書かれているところからみて、牛契約文書も正式のものではなく、下書きないし本人の控えであろうと推測する。注釈で示すように、テキストのはじめの日付のところで、明らかな写し間違いがみられることもそれを裏づける。テキストの下部は欠損していて、残りの一部が別の断片に見いだされるが、その間の続きぐあい是不明。

テキスト

1. འོ་ / yos bu lo 'i dpyid // kva cu khroms gyi 'dun sa /
sug chu btab pa'i [la]n la /
2. {dmag pon blon khrom legs dang / blon rgyal tsan dang /
blon klu dog rje la stsogs
3. pas} / stong sar gyi sde / kvag [rnga]ng shi'u dmar srang
gsum gyis [b?]og du / rgod
4. sar gyi sde / sag dge bstan [~brtan] la ba rmad gchig mjal
pa'i spu rtag
5. dang rus tshugs la ba nag po rva gchig ma mchis pa gchig
mjal
6. te / ba slad gyi[s] bla 'og nas zhal ce che phrag ji 'byung
'am bdag po zhig
7. [gu]d na 'byungste / ba shol par gyur ram dge bstan mchid
gyi 'tshal bar bgyis
8. brgya la dge bstan gyi yul du bsk[u]l tam khus ma slebs
dam gong nas [s]mos
9. pa bzhin mchid gyi 'tshal bar bgyis pa'i kha [le nas /]

[separate sheet]

- 10.? phral du [rnga]ng shi ['u] gi sgor 'bul phar bgyis pa'i dpang
la / [
- 11.? [±4] ci na mchid gyi 'tshal zhing bskyin bza[ng rab] [

訳

1 兎の年の春，瓜州軍管区 (kva-cu khrom) の会議を肅州 [にて] 開いたとき，

2-3 {將軍(dmag-pon) ロン・トムレクとロン・ギェルツェンとロン・ルドグジェ等が，}

3-4 トンサル [千戸] 部の郭ガンシウが，銅? (dmar) 3サンの値で? ([b?]og-du)，ゴェサル [千戸] 部の索ゲテンより優良な牝牛(ba-rmad) 一頭を買った，

4-5 [その牛]の毛の特徴と角の形状としては，黒の牝牛で角(rva) 一本がないものを買って，

6-7 [この] 牝牛 [に関して] 今後，上から或は下から，大小いかなる訴訟がおきようとも，また，[牛の] 持ち主が別に現れて，[その結果] 牛が追奪されることになったと [しても]，ゲテンが対処することと定めた。

8-9 万一，ゲテンの郷土^{くど}にて，督促の通知が(bsk[u]l-tam khus) 届かない [場合は]，上に述べた約言通り対処すべく定めた保証人 [下欠

10? 上欠] 直ちにガンシウのもとに支払うべく定めた証に [下欠

注釈

2-3 {bmag pon.... la stsogs pas} 「將軍... 等が」：この部分は1行目の kva cu khroms gyi 'dun sa 「瓜州軍管の会議を」と sug cu 「肅州[にて]」の間に入り，会議の招集者を示すべき箇所ので，書き写す際に誤ったものと考えられる。

3 kvag [rnga]ng-shi'u 「郭ガンシウ」：姓は漢語の音写。名も漢語の可能性が高い。⁽¹⁹⁾

3 [b?]og-du 「値で」：文脈からは「値で」に相当する句 (rin-du, gong-du) が期待されるが，文字の読みからは，bog-du ないし thog-du, bogs 「利

(19) rngang が漢語の音写である場合，語頭の r はとくになんらかの音を写すものではない。

益、税」との関連が考えられるが、最終的な読みは未定。

4 sag dge-bstan 「索ゲテン」：姓は漢語，名はチベット語。漢人住民。

8 bsk[u]l tam khus 「督促の通知で」：bskul 「催促，督促」+gtam 「ことば」と解釈した。ただし，最初の語の一部が破損で読めず，bsk[ya]l tam 「連れていったり」(skyel-ba “take, accompany”のpf. bskyeld + tam “or”) と読むこともできる。khusは，khu “calling” + instrumental marker (cf. bsnyag-pa'i khu-skad-kyis 「召喚の通知で」：P. 1094. 8)。

解説

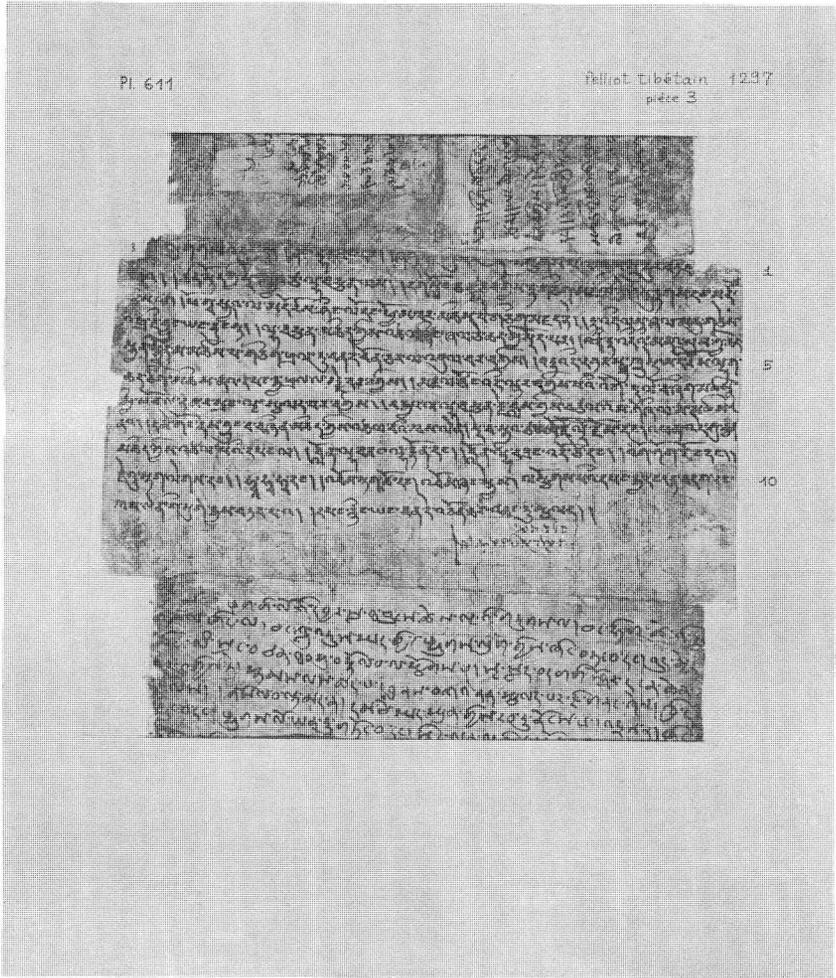
本文書の構成は，(1)日付，(2)売買の当事者(売主・買主)と売買物件，(3)代価，(4)売買物件の形態的特徴，(5)第三者追奪担保文言(売主の防御義務・保証人の代行義務)[以下欠]となっている。文書の末尾が欠けているが，構成はP. 1094 文書(第2章)と合致している。ただ，各項目の記述がいくぶん簡略である。

以上，3点の牛売買文書を検討したところ，すべて基本的に同一の構成・書式を示し，なかでもP. 1094 文書がもっとも整った書式をもっていることがわかった。P. 1094 に比べ，P. 1088は各項目の記述がいくぶん簡略化され，P. 1095は項目数が減りかつ項目の配置に若干の異同がある。つぎに馬の売買文書を検討しよう。

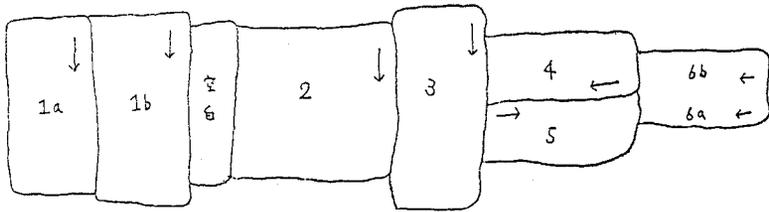
5. 馬売買文書：P. 1297 pièce 3 (図版4参照)

概観 P. 1297 は，8葉の紙が54頁のイラストのように貼合わせされたもので，一枚の薄手の紙で裏張りされている。各葉ごとに，チベット語文書(合計7点)と漢文1点が記されている。裏張りした紙の方には，漢文文書が書かれている。首尾が欠けているが，同筆の一連の文書で(=Pelliot Chinois 4686)，内容は家屋建築についての占い(おそらく「宅経」)である。本稿の主題はチベ

(20) 文書の内容と構成については，筆者がパリで調査したが，その後森安孝夫氏から裏の漢文が別の薄手の紙に書かれたものだとの教示をうけた。



图版 4



矢印はテキストの始めと方向を示す

P. 1297 永寿寺文書

pièce	年	内 容
1a	lac.	麦貸付文書
1b	子 (2-4月)	穀物 (粟・豆) 貸付台帳 3点 [漢文(=P.4686)]
2	豚 (夏)	畑地訴訟文書
3	羊 (春)	馬売買文書
4	虎 (春)	麦貸付文書
5	虎 (冬)	牝馬貸借文書
6a	牛	豆貸付文書
6b	牛	豆貸付文書

ット文書の面だが、まずその構成をイラストとリストで示すと上のようになる。

リストが示すように8点の文書は、貸借契約（および貸付台帳）、売買契約、訴訟文書である。ところで、各契約の当事者をみると、債権者（貸借契約では貸主、売買契約では買主）が永寿寺（チベット文字表記で weng-shi'u-si）ないしその関係者（永寿寺の名が明記されていない場合でも、僧侶であることからそう推定される）になっている。訴訟文書の当事者も僧である。また同じ僧の名が複数の文書にまたがってあらわれる。このことは、これらの文書すべてが永寿寺に関連した一連の文書であることを示唆する。上のリストの題を「永寿寺文書」と名付けたゆえんである。じっさい、契約の債権者が契約文書を保持する立場にあるわけだから、これらの文書は債権者である永寿寺が保管していたものと考えてもよからう。

では、これらの文書は紙背利用のためにアトランダムに貼合わされたのであろうか。それとももともと順序だったのか。上のリストにつけた番号は、Choix de Documents 第2巻に本文書の写真が出版されたときに便宜的に付与されたものだが、この番号を逆に、6b-6a-4-5-3-2-1b-1aのように、上のイラストで右から左へ並びかえてみると、日付も牛年から順に並ぶ。そのうえ、これらの文書は、互に文面を隠すことがないように注意深く貼合わされている。それに対し、裏張りの漢文文書は一連の文書ではあるが首尾が欠けている。以上のことから、P. 1297は永寿寺関連の契約・貸付文書を年代順にまとめて貼わせ、漢文文書で裏打ちものと推定したい。

つぎに文書の年代をみよう。永寿寺は、チベット支配期の後半（810年前後）に創建され、帰義軍期にはすでに姿を消している⁽²¹⁾。そうすると、上掲リストに見える牛年から鼠（子）年は、809-820、821-832ないし833-844にしぼられ、本稿の対象である馬売買文書の羊年は、815、827、839年のいずれかになる。さらに、文書中に、「漢姓+チベット語名」という、チベット支配期の後半に出現する人名形式（前注1中の拙論§8参照）がみえることから、契約の年を827ないし839年に限定することができよう。

以下に馬売買契約文書（pièce 3）の内容を検討するが、続く章で、売買契約ではないが、家畜に関する契約である牝馬貸借文書（pièce 5）も参考として訳出する。その他の貸付文書は、借用契約文書として別稿にて一括して取り扱うつもりである。

さて、馬売買契約文書（pièce 3）は、15.8×30.7 cmの横長の紙一面に書かれ、本文の下部には、8つの朱の円印（私印）と保証人のうち一人の sug-yig-tshad（画指の変形）が記されている。sug-yig-tshad については注釈のとこ

(21) 永寿寺は、821年/333年/835?年の文書(P. 3336/P.2404/S. 4914)に名が挙げられているが、806年(S. 542v)の寺院リストにはまだ名がなく、850年(P. 994)のリストからは消えている。チベット支配期の末期ないし帰義軍期に入って名前をかえた可能性もあるらしい（土肥1980: 356-7、北原1980: 450-2、藤枝1961: 276-8）。いずれにせよ、永寿寺の存在は、810年頃から840年頃に限られるようだ。

ろで説明する。円印に書かれているはずの人名は、原本でも判読できなかったが、馬の売主、もう一人の保証人、証人（立会人）のものに相違ない。この文書はこのようにきっちりと体裁がととのっていることから正式の契約文書であることは疑いない。

テキスト

1. [-o] /: / lug g[i] l[o]i d[pyi] d // zhang lha bzang dang
// zhang sag sum b[rtsa]n lastsogs pa['] khr[o]m sru rur
btab[pa'i lan]
2. la' // tshad stod gyi sde skya tsa lha brtsan las // dge
slong cang bon car gyis rta gcig mjal te // spu rtags dang
mdo
3. [ri]s la // pho gva skya la mdo ris shing lo dang phyo
mkhar mchis pa gcig mjal te // rta 'di las zhal mchu gces
4. 'phra ji byung yang rungste // lha brtsan mchid gyis
'tshal zhing zhal ce chad myi sdod par // rta 'di'i mna'
lus kyi tshad
5. skyan skyon ma mchis pa gcig phral du ban de bon car
la 'bul bar bgyis // rta 'di dbyar s[pr]u khruste mdo ris
lhag
6. chad cig mchis na' dpang rgya phral la brje bar bgyis //
mjal tsong 'di ltar byis pa'i 'og du lo ba zhig mchisna
7. myi lo ba la dmar srang lnga stsal par bgyis // brgya' la
lha brtsan rje blas gyis btsal 'am gzhi la ma mchis
8. na' // dam gong nas byung ba bzhin mchid gyis 'tshal
ba'i khas len / sde ba skya' tsa ldo dzom dang 'phan 'de
su rtsan
9. mchid kyis 'tshal pa'i dpang la // blon lha bzang lha rton
dang // blon lha bzang 'do tse dang // 'go kog [-]ong
dang //
10. je'u stag legs dang // bvā hvā hra dang // 'bom stag tsho
dang / 'bom zhang skyes / lastsogs pa'i dpang rgya dang /
rta bdag dang /

11. khas len gi sug rgyas btab pa' // dpang rnying yang ban
de 'bon char 'chang du stsald //

[upside down]

[pha?] 'deng se'u rtsan yig tshad btab pa'

(22)
訳

1-2 羊の年の春, シャン・ラブサンとシャン・サクスムツェン等々 (が)
[瓜州] 軍管区[の会議]をスル (sru-ru) にて招集したとき,

2 ツェトエの [千戸] 部のキャツァ=ラツェンより比丘 (dge-slong) 張ボン
チャルが, 馬一頭を買って,

3 毛の特徴と紋様? (mdo-ris) としては, 牡で額 [から鼻にかけて] の毛が
白く (gva), 灰白 [の地] に木の葉 (shing-lo) と ? (phyo-mkhar) の紋様?
(mdo-ris) があるもの一頭を買って,

3-5 この馬に関して 大小いかなる 訴訟がおきても [買主には] 問題なく,
ラツェン [=売主] が対処して, 裁判での決定を滞りなく, この馬の誓約通り
の軀のサイズ (mna'-lus-kyi tshad) に遜色ないもの一頭を直ちに僧ボンチャ
ルに与えることと定めた.

5-6 この馬が夏に毛が抜けて紋様? (mdo-ris) に増減があれば, 直ちに証
文を取り替える (brje) ことと定めた.

6-7 売買取引がこのようになされた後に, [売買を] 反古にする者がいれば,
反古にしない者に, 銅? (dmar) 5 サンを与えることと定めた.

7-9 万一, ラツェンが公務 (rje-blas) にとられていたり, 不在であれば,
上に述べた約言の通り対処する [責務を負った] 保証人である同じ [千戸] 部
人のキャツァ=ドゾォムと樊デスツェン ('phan 'de-su-rtzan) が対処するとい
う証に,

9-11 ロン・ラブサンラトンとロン・ラブサン奴子 ('do-tse) と呉コク [-]
オンと曹タクレクとバー=フワーハと汜タクツォと汜シャンキュー等々の証

(22) 王堯・陳踐 (1983: 59) に漢訳がある.

人(立会人)印と、馬主と保証人の私印をここに捺印する。

11 古い証文も僧ボンチャルが保持するように与えた。

[本文とは上下逆に]

樊? デンセウツェン([pha?] 'deng-se'u-rtsan)の署名画指(yig-tshad)を記す(btab-pa')

注釈

1 sru-ru「スル」: 瓜州, 沙州, 肅州地域の地名と考えられるが, 詳細不明。

2 tshad-stod-gyi sde「ツェトエの[千戸]部」: 男奴隸売買契約(MI. xlvii. 7, 本稿第1章のリスト参照)の売主の所属した部として, rgod「軍戸」tsad-stod-kyi sde(ただし TLT. 143 では tsang-stod と読んでいる)とあるのと一致するなら軍戸だということになる。ただし, ミーラーン出土のこの奴隸売買文書は, ツェルチ軍管区(ロブ地方)内の出来事を記したものだから, 本稿のツェトエ部と同一であるとしても, その位置は沙州とは限らない。これ以外にチベット文書では今のところ該当するものが見あたらない。意味の上からは, 漢文文書の「上部落」(e.g. P. 3444v=TTD. 313)にあたるようだが, 他に有力な根拠がない。⁽²³⁾

2 skya-tsa lha-brtsan「キャツァ=ラツェン」: skya-tsa は, 「skya 出身(の母親の)子」の意で姓の部分をなし, ラツェンは名でチベット語。skya-tsa の姓をもつ者は他にもいる。⁽²⁴⁾

2 cang bon-car「張ボンチャル」: 姓は漢語だが, 名は漢語/チベット語いずれとも決めかねる。永寿寺の僧であろう。

(23) わずかに関連づけるのは, tshas-stobs-gyi sde (Ch. frag. 82v=TLT. 58)だが, 「鳥年の夏の第2月, ツェトエの部」とあるだけで, それ以上の情報がない。(TLTのテキストでそれにつづく文章は, 別の契約文書。)

(24) 「上部落」にあたるチベット語形式 *tsha-stod-kyi sde を想定したのは藤枝晃氏である(藤枝1961: 238-9)。ただし山口瑞鳳氏は, 藤枝説を批判のうえ, 「上部落, 下部落」についてまったく異なる説を提出している(山口1980: 219-20)。

(25) E. g. Skya-tsa lha-rton (P. 1576, 1598), khyi-bal (P. 1642), khyi-skyin (P. 1612), lha-lo-snyon-snang (P. 1612)。

2-3 mdo-ris「紋様?」: 辞書にはみあたらない。mdo は「交差点, 外側 etc.], risは「かたち」。「木の葉[形]の mdo-ris」(3行), 「毛が抜けてmdo-risが増減する」(5-6行) という表現から, 馬の軀の表面の紋様あるいは筋肉のすじ(隈)^{くま}かと推測するが, 再考の余地がある。⁽²⁶⁾

3 phyo-mkhar「?」: 王堯・陳踐は「骰点」と訳すが, 根拠は不明。

6 brje-bar「取り替えるよう」: rje-ba は, 「ものどものを交換する, 古いものを新しいものに取り替える」を意味する。ここでは, 馬の形状に変化が起きた場合, 契約を新しいものに取り替えることをいう文言と解釈した。

7 rje-blas「公務」: rje-blas の解釈については, すでに F. W. Thomas, H. Richardson などによる議論がある。⁽²⁷⁾ 語源解釈にはまだ不明な点もあるが, 広く「公務」を意味する語と考えてまちがいないとおもう。

8 sde-ba「同じ[千戸]部の人」: 文字通りには「部に属する人」。

8 'phan 'de-su-rtzan「樊德斯ツェン」: 姓はおそらく漢語「樊(ないし藩)」の音写であろう。興味深いのは名前である。というのは, 保証人であるこの人物は, 本文下の余白に (sug-)yig-tshad「署名画指(注釈最後の項目参照)」として, 自分の名前を署名しており, その形式は, [pha?] 'deng-se'u-rtzan である。両者を比較してみよう。署名の最初の部分 [pha?] は 'phan に対応するはずだが, 破損のため確実な読みができない。それに続く部分は, 'de-su/'deng-se'u のような対応を示す。同じ漢語の音写に相違ないが, 形がちがう。本人が書いた形式(後者)がより規範的な音形式を写すのに対して, 書記が書いた形式(前者)は, より口語的な発音を写していると解釈できよう。名前の最後の音節 rtzan はチベット語。したがって, 姓は漢語で名は漢語・チベット語混交形式をとっていることになる。⁽²⁸⁾

(26) 王堯・陳踐は根拠を記さずに「紋理」と訳している。Mme. Blondeau が研究した馬の医療書にも mdo-ris があらわれる(P. 1064: B1-2)。その箇所を訳すと, 「馬に皮膚病が出た場合の治療としては, まず皮膚病がでているところ(患部)とまだ感染していないところの境界に, 鉄を焼いて mdo-ris サイズに囲み, そこから拡がらないようにする。」Blondeau は, mdo-ris を“empan?”と推定している(Blondeau 1972: 241)が, 本文書と照合すると適合しない。

(27) E. g. TLT. vol. 3: 5-6, Richardson 1985: 5, Beckwith 1983: 2. n. 6.

(28) このタイプの名をもつ者も, チベット人ではなく多くは漢人である(注1に掲げた拙論§8参照)。

9 blon lha-bzang 'do-tse 「ロン・ラプサン奴子」: 役人の名前は、タイトル thabs, 姓 rus, 字 mkhan, 名 mying の 4 要素を組み合わせる。ここでは、名の 'do-tse だけが漢語である。(ちなみに、すぐ前に出ている blon lha-bzang lha-rton の場合は名の lha-rton もチベット語。) 名に漢語形式をもつ役人は、やはり漢人の出自であろう。

9 'go kog-[-]ong 「呉コク[-]オン」: 姓名とも漢語。

10 je'u stag-legs 「曹タクレク」: 姓は漢語、名はチベット語。

10 bvā hvā-hra 「バー=ファーハ」: 姓名とも漢語だが比定できない。

10 'bom stag-tsho 「汎タクツォ」, 'bom zhang-skyes 「汎シャンキエー」: 姓は漢語、名はチベット語。

11 dpang-rnying 「古い証文」: この馬に関する前の証文で、たとえば今回の売主であるキャツァ=ラツェンがこの馬を人から買ったときの契約書などを指すものであろう。

yig-tshad btab-pa' 「署名画指を記す」: 契約の当事者が私印である 円印をもたない場合、「署名+画指」をおこなう。本文とは上下逆に、本人の名を書き、その上に当人の指の長さと同節を記すものを mdzub-mo-tshad 「指寸法」とよぶ。その変化形式として、指の長さのみで同節を記さないものは、sug-yig-tshad ないし lag-yig-tshad (両者に形態上の差異はない) といい、本文書の yig-tshad はその略称とみなしうる。これらが、漢文文書の「画指」を模倣してつくられたことは明瞭だが、その形態および性格は漢文画指とは異なる。すなわち、字の書けない人のための代用署名形式である漢文画指では、名を書くのは当人ではなく書記である。ところがチベット方式では、当人が署名のうえ画指する。言い替えれば画指をともなった署名という複合形式なのである。sug-yig/lag-yig 「手文字 (=署名)」+tshad 「画指」と呼ばれるゆえ⁽²⁹⁾ んである。

(29) チベット文書にみえる署名、画指の諸形式と機能については、前掲【注1】拙稿§5 参照。

解説

本文書の構成は、(1)日付、(2)売買の当事者(売主・買主)と売買物件、(3)売買物件の形態的特徴、(4)第三者追奪担保文言(売主の防御責務・等倍代償責務)、(5)売買物件の形態的特徴に変更が生じたときの契約取り替え(瑕疵担保文言?)、(6)当事者違約担保文言、(7)保証人代行責務、(8)証人(立会人)名の列記。証人、売主、保証人印署の旨、(9)買主による旧証文の保持、(10)捺印、署名画指、となる。

P. 1095 の牛売買文書(第3章)と同じく代価が明記されていない。契約文書で代価が明記されないのは奇異に思われるかもしれないが、契約文書の主目的は売買取引成立後の諸条件の規定にあるから、すでに成立した取引の内容を詳述する必要は必ずしもないということであろうか。より興味深い特徴は、項目(5)、すなわち「夏になって馬が毛が抜けて云々」(5-6行)という項目で、これは、取引成立後に売買対象物の形態に契約と相違する特徴があらわれた場合の規定で、瑕疵担保文言とみなしてよかろう。項目(9)もこの文書にだけみえるが、これは、たまたま、当該馬に関する古い証文(たとえば現在の売主がこの馬を以前に人から購入したときの契約など)が売主のもとにあるので、それも買主に渡そうとする主旨と解釈できよう。また、売買対象による特徴としては、売買物件の形態的特徴の項目(3)で、牛の場合は毛と角の形状が取り上げられるのに対し、馬では毛と縞の形状(?)に言及される点をあげることができる。

このように馬売買文書を牛売買文書と比較すると、2つの ad hoc な項目の追加があることと項目内の記述の細部に相違があることを除き、基本的には同一の構成をとっていることがわかる。

馬に関しては、P. 1297に牝馬の借用契約文書が含まれていることを述べた。売買文書ではないが、家畜に関する興味深い文書なので、つぎにそれを検討したい。

6. 牝馬貸借契約文書：P. 1297 pièce 5 (図版5参照)

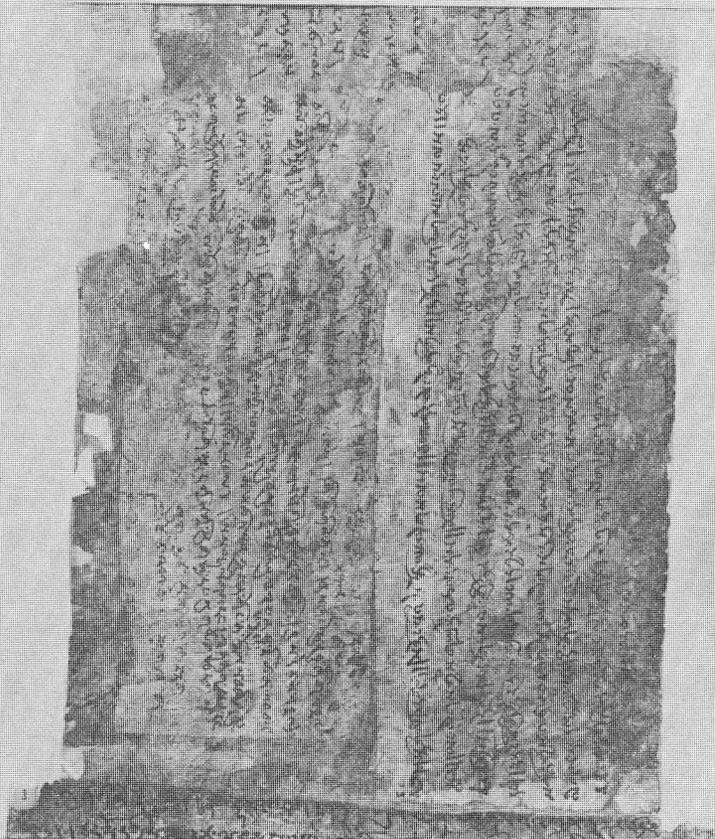
概観 31×12.5cmの横長の紙面に契約文書一点が書かれている。本文の下部に

Pelliot tibétain 1997
pièces 4 et 5

Pl. 612.

Pièce 4

Pièce 5



图版 5

は、朱の円印4つがみえるが、名は判読できない。契約の年は、前章の文書と同じ根拠から834ないし822年と推定される。下書きではなく、正式の契約である。

テキスト

1. ཨ་མོ་ / stagi lo'i dgun // se tong pa'i s[d]e skyo yang legs las // cang ban de leng hyen gyis // rta rgod ma gchig mjald pa las // rta '[d]i]
2. slar // yang legs gyis g.yar te 'tshald nas // yos bu lo'i ston sla 'bring po tshun chad slar ban de leng hyen gyi sgor bskya[ld? -]
3. bar bgyis // de tshun chad [r]god ma 'di gum stor zhig du gyurd [na ya]ng // rta skyin tshad thu[b pa'i] sbrum gchig 'pral la leng hyen la 'bul [ba]
4. dang // rta dngos gum stor du ma gyurd na yang // dbyar tshan [-y]u tsald ching rte'u mchis par yang g.yon blangste / rta myi sbrum na yang yang le[gs]
5. mchid kyis 'tshal bar bgyiste / yang legs dusu rta ma bskyald dam tha snyad chig btags par gyurd na / khas len skyo sma[-]
6. legs dang / lha stang stang / dam gong nas 'byung ba bzhin mchid kyis 'tshal bar bgyis ste / khong ta rnam's kyi sug rgya dang / blon g.yu[±2]
7. [±8] rgyas btap pa / /

訳

1 虎の年の冬、セトンパの〔千戸〕部のキ₃=ヤンレクより僧(ban-de)である張靈頭(cang leng-hyen)が、牝馬(rta-rgo-ma)一頭を買ったあとに、

2-3 この馬をヤンレクが、借用して使いたいというので、兎の年の秋の第2月までに、僧靈頭のもとに連れ戻す[=返却する]ことと定めた。

3-5 それまでに、この牝馬が死んでしまった(gum-stor-gzhig)場合でも、

借りた馬のサイズと同じ [lit.に達する (thub-pa'i)] 妊娠だ [牝馬] 一頭を直ちに霊頭に支払うこと、そして、当該の馬が死ななかった場合も、夏に出産? (tshan-[-y]u-stsal) して、子馬ができていても、[その子馬も] 余禄? (gyon) として [貸主が] 取り上げ、馬が妊娠でいなくても、ヤンレクが対処することと定めて、

5-7 ヤンレクが期日までに馬を連れてこなかったり、異議を唱えたり (thasngnyad-chig btags-par) するならば、保証人であるキョ = メンレクとラタンタンが、上に述べた約言通り対処することと定めて、当事人 [i. e. 借主と保証人] の私印と、ロン・ユ [... の証人] 印をここに押す。

注釈

1 se-tong-pa'i sde 「セトンパ部」: トンキャプ (通頬) の千戸部 (第2章の注釈をみよ)。

1 skyo yang-legs 「キョ = ヤンレク」: skyo は姓だが、何語か不明。名はチベット語。

1 cang ban-de leng-hyen 「僧張霊頭」: 名の漢字比定は他の字の可能性もある。永寿寺の僧であろう。

解説

借用契約文書の書式は本稿の目的ではないが、この文書の構成をいちおう示すと、(1)日付、(2)貸主・借主・貸借物件、(3)返却の期日、(4)返却の条件 (馬死亡の際の賠償・利息ないし貸借料 [子馬])、(5)保証人の代行責務、(6)当事者、証人 (立会人) の捺印、となろう。ここでとくに興味深いのは、項目(4)である。また、この文書のポイントは対象が牝馬である点にある。この点を軸に、本文書の借用条件を読み解くとつぎのようになるか。

「ヤンレクは手元不如意のため牝馬を売ったが、運搬等の労役にどうしても必要なため買主である張霊頭から一時貸借することにした。期間は冬からつぎ

の年の秋まで。ところで、この牝馬はすでに前年の夏に種付けをすませ、妊んでいるはずで、売買の際の契約にもそれが条件に含まれていた。だから秋の返却期には子馬ができてはいるはずだ。貸借期間中に牝馬が無事子を生き育てるのは、借主の責任であり、できた子馬は親馬ともども貸主に渡す。もし牝馬が出産まえに死んだときには、別の妊んだ馬を、また牝馬が実は妊娠していなかった場合も、借主でもとの売主たるヤンレクの責任で対処する〔すなわち子馬一頭を都合する〕責務がある。〕子馬が賃貸料ないし利子になっていると考えられる。

おわりに

本稿では古チベット語売買契約文書のうち、家畜（牛・馬）を対象とする文書4点を検討した。その結果、文書によって項目の省略や項目内の記述の異同があるが、基本的な書式は共通していることがわかった。家畜以外の人身、土地・家屋売買契約文書の書式にもおおきな相違はないが、これらの文書については今回は論ずる余裕がない。売買契約文書全体の書式については、すべての文書の検討がおわるのを待つとして、本稿では最後に、家畜契約文書の書式⁽³⁰⁾だけをひとまず次のようにまとめておこう。

1. 日付：十二支＋軍管区会議の場所と招集者
2. 売買の当事者〔売主・買主〕と売買物件
- (3. 代価)
4. 売買物件の形態的特徴
5. 第三者追奪担保文言
 - ア. 売主の防御責務
 - イ. 等倍代償責務
6. 当事者違約担保文言
 - ア. 当事者間の私的な賠償
 - (イ. 公的な違約罰)

(30) (丸括弧)で囲んだ項目は省略されることがある。

7. 保証人の代行責務
8. 証人[立会人]名の列記
9. 証人, 売主, 保証人の捺印・署名画指の旨
10. 捺印, 署名画指

参考文献と略号

- Choix de Documents A. Spanien and Y. Imaeda, *Choix de documents tibétains conservés à la Bibliothèque Nationale*, Tome 2, Paris, 1979.
- 大辞典 『藏漢大辞典』3巻, 北京, 1984.
- Inventaire M. Lalou, *Inventaire de Manuscrits tibétains de Touen-houang*, 3 vols, Paris, 1939.
- Jaeschke H.A. Jäschke, *A Tibetan-English Dictionary*, London, 1881.
- TLT F.W.Thomas, *Tibetan Literary Texts and Documents concerning Chinese Turkestan*, vol. 2, London, 1951.
- TTD T. Yamamoto and O. Ikeda eds. *Tun-huang and Turfan Documents concerning Social and Economical History III*, Tokyo: Toyobunko, 1987.
- 藏漢歷算學詞典 『藏漢歷算學詞典』, 四川民族出版社, 1985.

- Bailey, H.W. 1973: "Taklamakan Miscellany," *BSOAS* 36-2, pp. 224-7.
- Beckwith, C. 1983: "The revolt of 755 in Tibet," in E. Steinkellner & H. Tauscher (eds.), *Contributions on Tibetan Language, History and Culture*, vol. 1, (Wien) pp. 1-16.
- Blondeau, A. M. 1972: *Materiaux pour l'étude de l'hippologie et de l'hippiatrie tibétaines*, Genève-Paris.
- Haar, E. 1968; "The Zhang-zhung Language," *Acta Jutlandica* XL: 1 Humanities Series 47, (Copenhagen).
- Hitch, D. A. 1988: "Penalty Clauses in Tumshqese, Khotanese and the Shanshan Prakrit," *Studia Iranica* 17-2, pp. 147-52.
- Richardson, H. 1983: "Bal-po and Lho-bal," *BSOAS* 46-1, pp. 136-8.
- 1985: *A Corpus of Early Tibetan Inscriptions*, London.
- Takeuchi, T. 1984: "On the Old Tibetan Word *Lho-bal*," in T. Yamamoto (ed.) *Proceedings of the Thirty-First International Congress of Human Sciences in Asia and North Africa*, vol. 2 (Tokyo) pp. 986-7.
- Uray, G. 1975: "L'analytique et la pratique bureaucratique au Tibet ancien," *JA*

- 213, pp. 157-70.
- 1979: “KHROM: Administrative Units of the Tibetan Empire in the 7th-9th Centuries,” in M. Aris and A. Suu Kyi (eds.) *Tibetan Studies in Honour of Hugh Richardson*, (Oxford) pp. 310-8.
- 池田 温 1986: 「中国古代契約文書の整理」『中国朝鮮文書史料研究』東京, 東京大学東洋文化研究所東アジア部門(汲古書院) pp. 1-31.
- 王堯・陳踐 1983: 『敦煌吐蕃文獻選』, 成都.
- 北原 薫 1980: 「晩唐・五代の敦煌寺院経済」『講座敦煌3: 敦煌の社会』(大東出版社) pp. 371-456.
- 武内紹人 1986: 「敦煌・トルキスタン出土チベット語手紙文書の研究序説」山口瑞鳳監修『チベットの仏教と社会』(春秋社) pp. 563-602.
- 1987: 「大谷探検隊将来チベット語世俗文書」『仏教文化研究所紀要』第26集(龍谷大学) pp. 39-51.
- 竺沙雅章 1982: 『中国佛教社会史研究』, 同朋舎.
- 土肥義和 1980: 「莫高窟千仏洞と大寺と蘭若と」『講座敦煌3: 敦煌の社会』(大東出版社) pp. 347-369.
- 仁井田陞 1937: 『唐宋法律文書の研究』, 東京大学出版会.
- 藤枝 晃 1961: 「吐蕃支配期の敦煌」『東方学』第31冊, pp. 199-292.
- 護 雅夫 1960: 「ウイグル文消費貸借文書」『西域文化研究』第4, (京都) pp.221-54.
- 森安孝夫 1989: 「ウイグル文書割記(その一)」『内陸アジア言語の研究』Ⅳ(神戸市外国語大学)pp. 51-76.
- 山口瑞鳳 1980: 「吐蕃支配時代」『講座敦煌2: 敦煌の歴史』(大東出版社) pp.195-232.
- 1981: 「漢人及び通煩人による沙州吐蕃軍団編成の時期」『東京大学文学部文化交流施設研究紀要』第5号, pp. 1-21.
- 1985: 「私文書」『講座敦煌6: 敦煌胡語文獻』(大東出版社) pp. 505-510.